

工事一時中止に係るガイドライン

令和6年4月

鳥取県国土整備部

目次

1	目的	1
2	策定の背景	1
	(1) 工事発注の基本的考え方	1
	(2) 工事発注の現状	1
	(3) 現状における課題	1
	(4) ガイドラインの策定	1
	(5) ガイドライン等の活用	1
3	工事の一時中止に係る基本フロー	2
4	発注者の中止指示義務	3
5	工事を中止すべき場合	4
6	中止の指示・通知	4
7	基本計画書の作成	5
8	請負代金額又は工期の変更	5
9	増加費用の考え方	6
	(1) 本工事施工中に中止した場合	6
	(2) 契約後準備工着手前に中止した場合	6
	(3) 準備工期間に中止した場合	7
10	増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	7
	(1) 増加費用の設計書における取扱い	7
	(2) 増加費用の事務処理上の取扱い	7

1 目的

公共土木工事では、受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。

しかしながら一部において、一時中止指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や技術者の専任への支障が生じているといった指摘もある。

本ガイドラインは、「工事を中止すべき場合」、「工期の変更について」、「増加費用の考え方」などを明示することで、工事の一時中止の考え方の明確化、透明性の向上を図り、手続きの適正化を目的とする。

2 策定の背景

(1) 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

(2) 工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

(3) 現状における課題

工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

(4) ガイドラインの策定

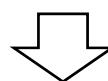
これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うために本ガイドラインを策定するものである。

(5) ガイドライン等の活用

発注時

「現場説明書」

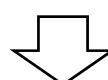
設計積算に当たって、条件明示チェックシートを活用するなど工事内容に関する条件明示が必要な項目をチェックし、明示を徹底する。



施工中

「工事一時中止に係るガイドライン」

受注者の責に帰することができない理由により施工できなくなった場合は発注者に中止指示義務があり、工期・金額の変更について適正な対応を行う。



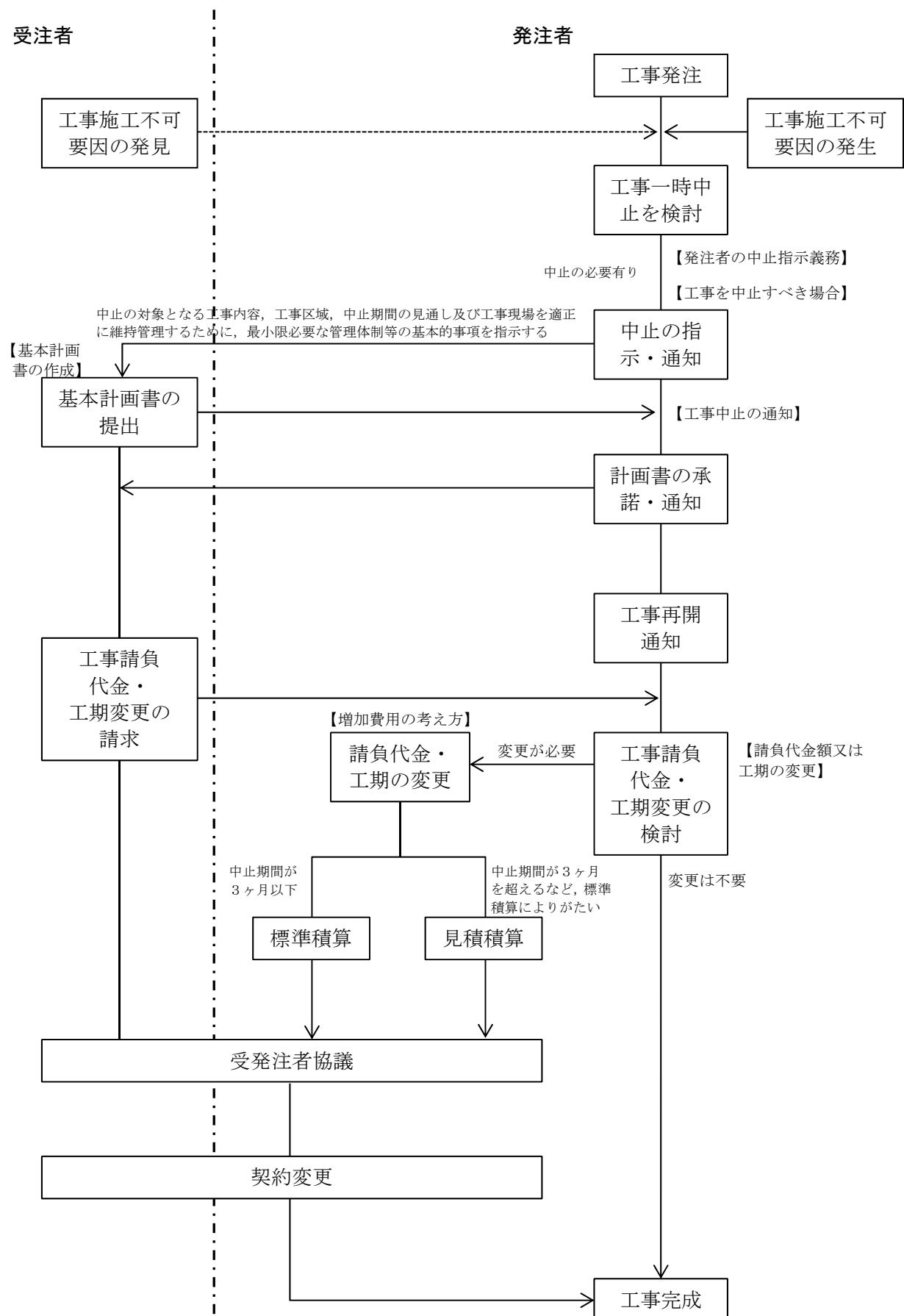
変更契約

「土木工事設計変更ガイドライン」

予め設計変更業務の改善を図るために、発注者、受注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要があり、その課題と留意点をとりまとめた。

以上、ガイドライン等を活用し、より一層の円滑な工事の執行を目指す。

3 工事の一時中止に係る基本フロー

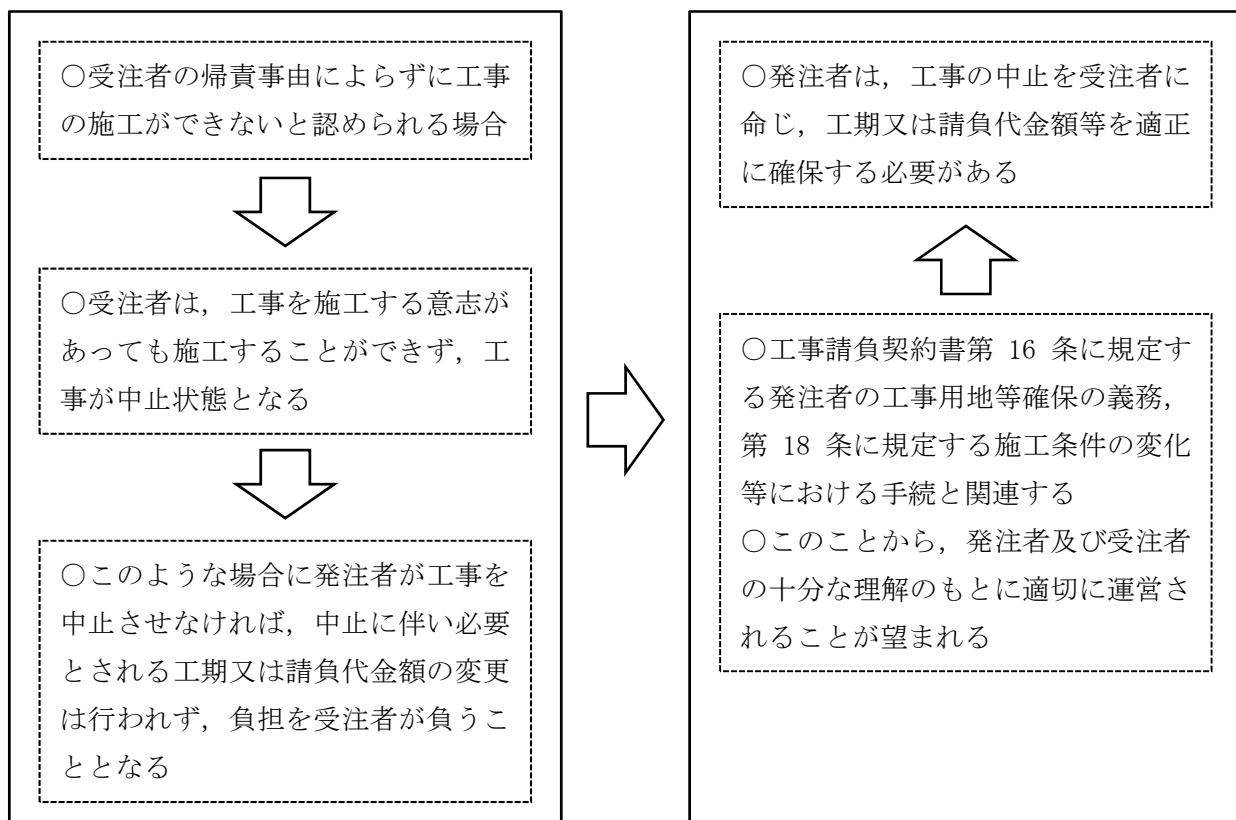


4 発注者の中止指示義務

受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考え方とする。【関係法令：契約書第20条】

※主たる部分以外であっても、工事が施工できないと認められる場合には、中止を命じる必要がある。



注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

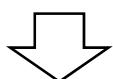
- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期^{*}となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書（受注者の解除権）第47条の2第1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の3分の1（工期の3分の1が4月を超えるときは、4月）を超える場合」を目安とする。

5 工事を中止すべき場合

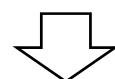
○受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：契約書第20条】
○上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【関係法令：契約書第20条】
※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（工事請負契約書第16条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（工事請負契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

6 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係法令：契約書第20条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

○発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間について発注者の判断

○発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

工事の中止期間

○受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
○このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
○そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
○このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

7 基本計画書の作成

受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。【土木工事共通仕様書第1編1-1-1-14】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

記載内容

- 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

管理責任

- 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

8 請負代金額又は工期の変更

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。【関係法令：契約書第20条】

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- 発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
 - 増加費用
 - ・工事用地等を確保しなかった場合
 - ・暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
 - 損害の負担
 - ・発注者に過失がある場合に生じたものの
 - ・事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。
- このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

9 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

調達公告時点で最新の土木工事標準積算基準書（共通編）「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」によること。

(2) 契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



1 基本計画書の作成

工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。

このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

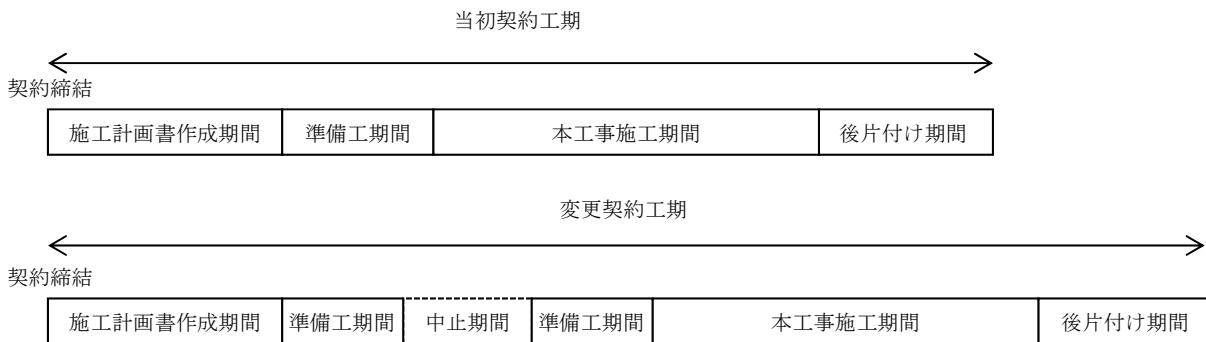
2 増加費用

一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(3) 準備工期間に中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



1 基本計画書の作成

受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得る。

2 増加費用

増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の設計書における取扱い

増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。

ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。

増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する

増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。